

○厚生労働省告示第五十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第二条第一項中「第十条第四項」の下に「、第十条の二第二項」を加える。

別表中五の項を削り、六の項を五の項とし、六の二の項を六の項とし、三十三の項の次に次のよう  
に加える。

三十三の二 石綿（アモサイト及 びクロシドライトを除く。）	五マイクロメートル以上の繊維として○・一五本每立方セ ンチメートル
----------------------------------	--------------------------------------